

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問1 そもそも設置認可を申請した74の法科大学院に対して、「基準を満たした法科大学院について一律に広く参入を認めて、教育の質の確保は競争による自然淘汰に委ねるという姿勢」をあらかじめ伝えていたのか。言い換えれば、合格者3000人、合格率7～8割という目標が下方修正される可能性を知らせた上で、自然淘汰に委ねるという方針をあらかじめ伝えていたのか。また、こうした姿勢や方針は法科大学院の志願者にも理解されていたのか。

（答）

1. 平成13年6月の司法制度改革審議会意見書においては、
  - ①平成22年ころには合格者数の年間3000人達成を目指すべきこと
  - ②法科大学院修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が合格できるよう、充実した教育を行うべきこと
  - ③法科大学院の設置は、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきことが提言されたところです。

2. 特に3点目については、法科大学院創設時に、非常に多くの大学が、いわば「ブーム」に乗るようにして、設置に手を挙げ、また政府の側も規制緩和の流れの中で、基準を満たした法科大学院については広く参入を認め、その後競争による自然淘汰に委ねるという姿勢の結果、過大な定員規模となりました。

3. この点、当時の国会における審議において、

- ・窓口（事前）規制をしないこと、
- ・法科大学院同士の切磋琢磨の必要があること、
- ・そのために教育を充実する必要があること

については、答弁をしているところがありますが、結果として、意見書が目指した

- ・年間3000人の司法試験の合格
- ・法科大学院修了者の約7～8割が合格できる充実した教育

といった目標が達成されない可能性について明示的に言及したことではなく、法科大学院や法科大学院を志望する方に明示的に伝えたことはありませんでした。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

## (参考) 平成14年11月1日 衆・法務委員会

○枝野委員：よほど運良く定数の8割ぐらいが合格するような総定数にならないと、このシステムはそもそも機能しないんじゃないですか。

○森山法務大臣：（中略）法科大学院の数につきましても、国が規制して決めるのではなくて、法科大学院相互の切磋琢磨、競争の中で、教育内容の十分なものが生き残り、不十分なものが淘汰されていくということになるのではないかと思います。

## (参考) 平成14年11月19日 参・文教科学委員会

○仲道委員：法科大学院の質は今度どのように担保されるのか

○河村副大臣：（中略）法科大学院を作るときに、…これについては設置基準がございまして、…少なくとも必要最小限の質の担保ということをまずうたっておりま…す。

今度、設置した後の問題でございますが、まずは評価、第三者評価を受けますので、これで基準から見て問題があるとなればこれは質の向上を求めていくと、当然それが促されるわけです。（中略）今、仲道委員指摘されたように、法科大学院は出たが全然司法試験に受からぬじやないかと、こういう問題が出てきた場合、これはやっぱりそうなりますと、もちろん評価するときにその水準、合格率が高いから低いからというようなことが主たるあれじゃございませんが、より教育の中身が問われているわけです。しかし、やっぱりどこか教育の中身に問題があるんではないかということは当然評価する方は考えるであろうと、こう思います。同時に、もちろん社会的評価も受けますから、それはだんだん学生がそこへ行かなくなるだろうというような評価も受けますので、当然そこの大学院はそのことでもっと努力をされることになるであろうという考え方もございます。

○鈴木委員：（中略）マックス三千人の大宗が、ほとんどロースクールから来た人だと、合格率が六割だ、あるいは七割だとしたときに、これを割り戻してみると、結局、ロースクールの定員というのはせいぜい、たかだか見積もって四千人とか五千人とかと、こういうことになるんだろうというふうに思われます。（中略）大体世の中にできるロースクールというのは二十か三十と、こういうことに単純な割り算でなっていくわけであります。しかし、一方、ロースクールを希望している大学というのは、これは希望ではありますけれども、百ぐらいあるということになってしまします。

この方程式をどういうふうに解いていくんだろうかということは、これは我々文教科学委員会も含めて、あるいは新しい司法制度、そして新しい法曹養成制度、それをしかも大学が主として担うんだという正に今スタートラインに立っているわけでございますけれども、この点についてはこれから、総入学定員枠を四千から五千という枠組み、その中で個別の大学の設置認可というものをしていかなければいけない。これ、どういうふうな基本方針、基本的な考え方で臨んでいかれようとしておられるのか、御答弁いただきたいと思います。

○工藤局長：まず初めに、司法制度改革審議会の方からの御提言で一応三千人の法曹養成を目標にしているわけでございますが、審議会の最終意見にもございますように、これがアップアーリミットではない、三千人達成時の状況がどうなるか、まだ先の話ではございますけれども、これで打ち止めということではないという趣旨のことが言われてございます。

（中略）そういう中で、私どもの姿勢でございますけれども、これまでもそうでございましたように法科大学院の設置につきましては、一定の要件、法科大学院基準など、その基準に合致すれば認可するといいますか、設置を認めていく方向でございまして、私どもとして窓口規制をすることは全く考えてございません。実際には、それぞれの法科大学院が切磋琢磨しながら、最終的には司法試験を受けていただいて、より質の高い法曹養成のためにそれぞれが切磋琢磨しながら法曹養成に努めていただく、そういう制度設計を予定しているところでございます。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問2 高い学費を2年以上払い続けて学習しても法曹になれる可能性が低いことが法科大学院離れが急速に進んだ主な理由と考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 法科大学院志望者の激減を招いた原因としては、
    - ① （御指摘のとおり、）法科大学院修了者の司法試験合格率が、当初の制度設計では7～8割とされたものの、現実には2～3割と低迷したこと
    - ② さらに、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での大きな不安や迷いの一つとされていること
- などが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（維希）

問3 今回の改正は、現状の2300人前後の定員規模を上回らないように規制するだけで合格率を上げることには一切触れていない。より積極的に合格者を増やすか、あるいは定員をさらに減らすかして合格率を上げることも有効な改善策になり得ると考えるが、大臣の見解如何。

（同旨 法務副大臣）

（答）

1. 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進めることとされております。

この推進会議決定に基づき、法曹の輩出規模の検証を行っている法務省の認識では、現時点でこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと聞いています。

2. また、推進会議決定が掲げる司法試験合格者数年間1,500人程度という数値目標を前提に、法科大学院の入学者数の総数についても現状の定員規模を上限に制度的に管理し、法科大学院入学から司法試験合格までの予測可能性を担保することとしており、司法試験合格率を上げるために議員がご提案される法科大学院の総定員の更なる減は、考えていません。

3. 文部科学省としては、

- ①今回の改正案において司法試験で問われる学識等を含め、法科大学院において涵養すべき学識等を具体的に規定しており、
- ②改正案が認められれば、中央教育審議会において、改正法の規定を踏まえた法科大学院の教育の在り方の検討を進めることなどにより、まずは、法曹を志望する者が、法科大学院を経由して司法試験にしっかりと合格することができるよう、法科大学院における教育の充実に努めてまいります。

4. さらに、今回の法改正を含めた全体の改革状況については、法科大学院への入学者数や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、法科大学院教育の改善・充実にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（維希）

問4 現在までに募集停止や廃止された法科大学院38校に対し、国庫から支出された補助金や交付金の総額如何。また、このうち、施設費に充てられたものと、教授などの人件費に充てられたものの額はどのくらいなのか。

（答）

1. 国立大学に対する運営費交付金や私立大学に対する経常費補助は、特定の教育研究組織に対する交付額を切り分けられるものではありませんので、法科大学院に対して支出した金額を正確に算出することは出来ません。
2. しかしながら、予算上の積算等から推計を行うと、平成16年度の制度成立当初から平成31年度予算分までにおいて、募集停止若しくは廃止された計38校の法科大学院に対する支援額は、概算すると約266億円となります。
3. なお、これらのうち、法科大学院の施設費や教員の人件費に充てられた額については、計算が困難となっております。

（注）人件費は運営費交付金や経常費補助が使途を特定していないため、切り分けは困難。施設は法科大学院で一部を使うのがほとんどであるため、切り分けが困難。

（参考）266億円の内訳（平成16～31年度分の合計）

○国立大学法人運営費交付金 : 72.6億円  
○私立大学等経常費補助金（特別補助） : 193.8億円

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問1 募集停止や廃止された法科大学院38校に対してこれまで支出された約266億円は、無駄になったという理解で良いか。

(答)

1. 募集停止や廃止された法科大学院38校は、平成29年度末までに9,633人の修了生と、修了資格による司法試験合格者2,267人を輩出してきました。

募集停止や廃止された法科大学院の教員は、その経験・実績を活かして、自大学の法学部等の別の組織や、他の大学の法科大学院等で勤務していると聞いており、募集停止や廃止された法科大学院に支出された金額は、必ずしも無駄になっているわけではありません。

(注) 募集停止や廃止された法科大学院の教員の勤務状況について調査は行っていない。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問2 募集停止や廃止された国立の法科大学院8校に対して72.6億円支出され、募集停止や廃止された私立の法科大学院30校に対して193.8億円支出されたということであり、一校当たり支出される国立と私立の格差が大きすぎるのではないか。

(答)

1. お示しした推計額は、国立大学法人運営費交付金については、法人化時における大学全体の「教育研究経費」の総額を基に、法科大学院に係る経費を推計したものであるのに対して、私立大学等経常費補助金については法科大学院を設置する大学に対して行う加算措置額であり、同一の性質のものではなく、一概に比較することは困難です。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問5 今回の改正案は法学部入学から最短5年目で司法試験の受験資格が得られる「法曹コース」を新設し、法科大学院在学中に司法試験の受験も認めている。これは受験資格から法科大学院の修了要件を外すことを意味するものであり、法科大学院の本来の役割を骨抜きにするものではないのか。

（答）

1. 今回の改正案においても、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核として、将来の法曹として必要な理論と実務能力を培う場としての役割を担うものであるということに変わりはありません。
2. また、法科大学院在学中受験資格に基づいて司法試験を受験し、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件とすることとしているため、法科大学院を修了するまでの3年間又は2年間の学修プロセスは確保されており、プロセスとしての法曹養成制度の理念は引き続き堅持されることとなっております。
3. さらに、法科大学院の最終年次に司法試験を受験した後、より実務に即し、自身の関心に沿った学修を行うことが可能となることからすると、むしろ、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資する仕組みであると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問6 法科大学院修了を司法試験の受験資格から外す  
という大きな変更にもかかわらず、中央教育審議会等  
のオープンな場で何ら検討されないまま改革案を取  
りまとめることについて、密室での議論を批判する声  
があるが、大臣の認識如何。

（答）

1. 在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省において検討する事項ですが、法務省では、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておらず（注）、今回の見直しに当たっては、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行なながら決定したと承知しております。

（注）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。

2. 文部科学省としても、在学中受験資格の導入について、法務省からの協議を受けて検討を進め、法科大学院協会等とも直接意見交換を行ってきたところであり、その検討プロセスは適切なものと認識しております。

3. なお、今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していませんでした。

4. 今回の連携法改正案においては、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しております。

今般の改正法案が成立すれば、これらの法改正を踏まえて、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問7 法科大学院2年目で司法試験を受けることができるようになると、1年目で実務教育等の時間をとる余裕がなくなり、法科大学院は基本科目の知識を詰め込むだけの場所となってしまうと考えるが、大臣の認識如何。

（答）

1. 今回の改正案においては、法曹となろうとする者に必要な学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施することを規定しており、各法科大学院において、
  - ・法科大学院の未修者コース1年目は、司法試験で共通して問われる法律基本科目に関する教育、
  - ・未修者コース2年目や既修者コース1年目以降司法試験受験までは、法律基本科目の応用や専門的な法律の分野、実務の基礎などに関する教育
  - ・司法試験受験後は、より実務に即し自身の関心に沿った内容に関する教育といった、学生の知識の定着度等に応じた教育が実施されることが想定されています。
2. 加えて、法科大学院の在学中受験資格により司法試験を受験し合格した学生については、司法試験の合格に加えて、法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。

3. これらのことから、各法科大学院において、実務に関するものも含め、必要な教育が段階的かつ体系的に行われることから、基本科目の知識を詰め込むだけの場所になるとの御指摘は当たらないものと考えております。

(参考) 連携法改正案（抄）

（大学の責務）

第4条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
- 四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
  - イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力
  - ロ 法律に関する実務の基礎的素養

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問8 新制度での司法試験受験について、修得すべき知識がこれまでと同じであれば、受験技術優先の「詰め込み」を脱し、幅広い法曹人材の養成を目指した法科大学院創設の理念が達成されないと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の制度改正後においても、法科大学院は、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念のもと、受験技術優先の詰込みではなく、実務能力や多様な法分野を含めて、少人数によるディスカッションなどを通じて学習していく場であることに変わりはありません。
2. 文部科学省としては、法科大学院において、各学生が、司法試験で問われる科目に関する知識に加え、
  - ・法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力や、
  - ・法律に関する実務の基礎的素養、
  - ・国際的な分野など展開・先端的な多様な分野の学識など、それぞれのニーズに応じて幅広い分野を学習する充実した機会が得られるよう、各法科大学院を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問9 法科大学院にとっては新たな法曹コースの制度設計やカリキュラム編成をどうするかだけでも検討課題が山積するところに、さらに在学中受験を認めるとなれば、これまでの教育課程では対応できず、現場での混乱を生じさせるのではないか。

（答）

1. 今回の在学中受験資格の導入については、法科大学院協会と意見交換しながら検討してきており、協会より会員校に対しても情報提供してきたと承知しております。  
もとより、在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方について中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものと考えております。
2. 今般の改正法案が成立すれば、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、法科大学院関係者、法曹三者等とともにしっかり検討してまいります。
3. さらに検討結果等について、法科大学院や法学部に対して丁寧に周知してまいります。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問10 地域の法曹教育を維持する方策について、大臣の見解如何。

（答）

1. 連携法曹基礎課程（法曹コース）は、必ずしも自大学だけではなく、他大学の法科大学院との連携も可能であり、特に、地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学が法科大学院と連携することは、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。
2. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、  
①法曹コースの設置における留意点などをまとめたガイドラインの策定や、  
②地方大学の学生が法曹を目指せるルートを確保するため、法科大学院入学者選抜に「地方専願枠」の設定を認めること等を検討しており、地方大学と法科大学院の法曹養成連携協定の締結を奨励してまいります。
3. また、金沢大学法科大学院が、千葉大学法科大学院とオンラインで結んでプログラムの強化を図るなど、合格率が低い地方の法科大学院が、他の法科大学院からの遠隔教育プログラムを充実することも、教育の改善・充実の工夫の一つであると考えます。

次頁あり

4. 文部科学省としては、今回の法改正と併せ、メリハリある予算配分等を通じて、幅広い地域で法曹人材が輩出されるよう、創意工夫ある取組を支援することによって、地方における法科大学院への進学機会の確保や地方の法科大学院教育の充実に努めてまいります。

(参考 1) 法科大学院地域配置の状況（平成 17 年度 → 平成 31 年度）

四国地方 1 校（香川）→0 校

日本海側 3 校（新潟、金沢、島根）→1 校（金沢）

北海道地方 2 校（北海道、北海学園）→1 校（北海道）

東北地方 2 校（東北、東北学院）→1 校（東北）など

(参考 2) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日 東北大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 01 月 24 日 中央大学法科大学院・信州大学経法学部 ※

平成 31 年 01 月 25 日 神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部 ※

平成 31 年 01 月 25 日 中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部 ※

平成 31 年 01 月 28 日 神戸大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 01 月 29 日 中央大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 神戸大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 九州大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 早稲田大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 中央大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 04 日 慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 06 日 早稲田大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 28 日 早稲田大学法科大学院・明治学院大学法学部

平成 31 年 03 月 04 日 早稲田大学法科大学院・信州大学経法学部 ※

令和元年 05 月 13 日 中央大学法科大学院・西南学院大学法学部

**計 15 (※うち協定先が地方大学 13 大学)**

(参考 3) オンラインを活用した地方大学の教育充実の取組例

・ 筑波大学と甲南大学が単位互換制度を利用し、自大学のみでは開講できない科目をオンラインにより提供

・ 筑波大学と金沢大学が単位互換制度を利用し、筑波大学が夜間・土日に開講する科目を金沢大学にオンラインで提供（金沢大学の夜間・土日開講を実現）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

松沢 成文氏（維希）

問11 ICTを駆使して遠隔地でも対話の授業を行う通信制の法科大学院の創設も検討すべきと考えるが、大臣の見解如何。

(答)

1. 通信制の法科大学院の創設については、法科大学院が同時かつ双方向・多方向の授業による法曹として必要となる法的思考力等の涵養を重視していることを踏まえ、それらに対する通信制授業の教育効果の検証やリアルタイム授業に耐えうる通信環境の担保の観点から、早期の実現は難しいとしても将来的な課題として受け止めています。
2. 一方、社会人をはじめ法科大学院入学者の多様性を確保していくことは重要であると考えており、情報通信技術（ICT）を駆使して遠隔地で学べる仕組みを構築することはそのための有効な手段の一つと考えています。
3. 現在でも、タブレット等による遠隔地からの授業受講や授業の録画視聴などを可能とするICTを活用した教育を行っている法科大学院もあるところです。

(参考) 法科大学院におけるICTを活用した教育例

- 例1：社会人を対象に、夜間・土曜日に授業を開設している筑波大学の法科大学院においては、タブレット等の携帯可能な機器を用いて、教室の場所において、一定程度授業を受講する形態を認めています。
- 例2：千葉大学と金沢大学の連携において、共同開講科目や各大学が強みとする科目を、ライブ・オンデマンド配信により提供しています。

4. この点も踏まえつつ、文部科学省としては、引き続き、メリハリある予算配分等を通じて、ICT活用教育も含めた各大学の自主的な取組を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
松沢 成文氏（維希）

問12 法曹人材の養成は法学部に設置する「法曹コース」のみで行うとともに、司法試験は法的素養や法的判断に至る過程等を問う内容とし、他学部出身者や社会人も受験できる司法試験制度に一本化することで、法学部、司法試験、司法修習という一連のプロセスの中で法曹に必要な知識とスキルを身につける制度設計となり、法科大学院の理念である「点から線へ」「プロセス重視」「多様性、開放性、公平性」に沿った養成制度を実現できると考えるがどうか。

（同旨 法務副大臣）

（答）

1. 実務力や実践力も含めて法曹のプロフェッショナルを育成していく上で、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を維持していくことが重要であると考えております。
2. 法科大学院は、法曹として必要な学識やその応用能力、実務の基礎的素養や弁論能力等を修得させるだけではなく、実務能力や多様な法分野を含めて、少人数によるディスカッションなどを通じて学修していく場であり、このような教育の実践は、法学部に設置する法曹コースにおいては困難であると考えます。

3. そして、現行の法曹養成の中核機関である法科大学院を廃止し、司法試験の受験資格を撤廃して広く受験を認めることとすると、司法試験という「点」による選抜によらざるを得ず、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で、多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持されなくなると考えます。
4. このため、御指摘のような改革案では、有為な人材が予測可能性の高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあり、法科大学院を中核とするプロセス養成を維持することを前提に、法科大学院教育の充実を図っていくことが重要であると考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問1 法曹養成制度改革推進会議決定に基づき、法学部生や法科大学院生に対し、政府としてどのような経済的支援策を講じてきたのか。

（答）

1. 平成27年6月に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」では、法科大学院生に対する奨学金制度や授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実が求められました。
2. このことも踏まえつつ、文部科学省においては、無利子奨学金の充実や授業料減免の拡充等、法科大学院生を含む大学院生への経済的支援の充実を図ってきたところです。
3. こうしたなか、法科大学院生については、最新の実績値である平成29年度のデータでは、法科大学院在籍者4,755人のうち、
  - ・全体の34.1%に当たる1,620人が、給付型奨学金や授業料減免等の給付型の支援を受けており、
  - ・さらに、貸与型のみの支援を受けている685人を加えると、全体の48.5%に当たる2,305人が、経済的支援を受けているところです。
4. また、貸与型奨学金を受けていた学生のうち、243人が日本学生支援機構の返還免除（全額又は半額）の対象となったところです。

5. このように、法科大学院においては、他の大学院と比較しても多くの学生が支援の対象となっておりますが、今後とも、意欲と能力ある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料減免や奨学金の充実に努めてまいります。

(参考1) 平成30年度入学者選抜を実施した法科大学院の授業料（年額）の平均額  
国立大学 80.4万円、私立大学 97.6万円

(参考2) 国立大学運営費交付金の予算積算上の授業料減免対象者の割合：12%（修士）  
日本学生支援機構の無利子奨学金貸与率（平成29年度）

：修士30.5%、法科大学院32.5%

6. なお、法学部生に対する経済的支援については、法曹養成制度改革推進会議決定では直接には触れられていませんが、法学部生も含む大学生向けの給付型奨学金を平成29年度から実施するなど高等教育への進学支援の充実を図ってきたところです。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問1 政府は、法曹志望者減少の理由について、時間的・経済的負担を挙げている。それはどのような根拠に基づくものか。

(答)

1. 平成30年度に、法科大学院を設置する大学の法学部学生に対するアンケートにおいて、現在法曹等を志望若しくは選択肢の1つとして考えている学生のうち、不安や迷いを感じている又は少し感じている学生に、その理由を上位3つまで選択式で回答してもらったところ、

○経済的な負担が大きい：26.5%

○時間的な負担が大きい：23.2%

などとなっています。

2. したがって、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での、大きな不安や迷いの一つとされていることが、法科大学院志願者の激減を招いた原因の一つであると考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問2 平成30年度のアンケート結果で回答が多かったのは、

- ・司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない
  - ・司法試験に合格できるか不安である
- などであり、時間的・経済的負担の大きさは上位ではないのではないか。

(答)

1. 平成30年度の法科大学院を設置する大学の法学部学生に対するアンケート調査の回答の全体としては、

- ① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない：62.1%
- ② 自分に適性があるか分からぬ：44.5%
- ③ 他の進路にも魅力を感じている：40.5%
- ④ 経済的な負担が大きい：26.5%
- ⑤ 司法試験合格率が低く、司法試験に合格できるか不安：25.1%
- ⑥ 時間的な負担が大きい：23.2%

などとなっており、これらの解消には、法科大学院教育の充実と時間的・経済的負担の軽減をセットで行うことが必要と考えております。

2. 前回（平成29年度）のデータにおいてもこの傾向に変更はなく、中央教育審議会において当該データを示し、議論していただいた結果、時間的・経済的負担の軽減が必要であると示されたところであり、これを踏まえて、今回の改正案を提出したものです。

（参考）法学部学生に対するアンケート調査の実施の流れ

- ・文科省と法務省で調査項目を調整した上で、
- ・文科省より法科大学院を設置する大学を経由して、当該大学の法学部の学生に対して、アンケート調査の回答を依頼し、
- ・学生は任意でウェブページにアクセスし回答する という形で実施している  
(今回が3回目。実施方法は、前回と同じ。回答率は1割前後)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問2 司法試験の在学中受験資格の導入に係る意思決定過程に瑕疵はないか。（議員は、中央教育審議会で議論されていないことや、反対意見が多い一方で積極的な賛成意見が聞かれない、との問題意識。）

（答）

1. 在学中受験資格の導入については、司法試験法を所管する法務省において検討する事項ですが、法務省では、司法試験制度の見直しに当たり、特定の審議会での議論を経ることは予定しておらず、今回の見直しに当たっては、文部科学省や最高裁判所との協議のほか、法科大学院協会及び日本弁護士連合会との意見交換を行いながら決定したと承知しております。

（参考）現行司法試験に関し、短答式試験科目及び受験回数制限の見直しを行った平成26年の司法試験法改正の際も、審議会の議論を経ていない。

2. 文部科学省としても、在学中受験資格の導入について、法務省からの協議を受けて検討を進め、法科大学院協会等とも直接意見交換を行ってきたところであり、その検討プロセスは適切なものと認識しております。

3. なお、今回の在学中受験資格の導入は、法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすものであり、カリキュラムの在り方については中央教育審議会で専門的に議論する必要がありますが、司法試験法改正案の成立後に、国会での審議を踏まえて議論すべきものであることから、中央教育審議会で事前に議題とすることは予定していませんでした。

4. 今回の連携法改正案においては、法科大学院における教育の充実のため、法曹となろうとしている者に共通して必要とされている学識及びその応用能力等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定しております。

連携法及び司法試験法の改正が実現すれば、これらの法改正を踏まえて、法務省が立ち上げる司法試験の在り方を検討するための会議体とも密接に連携しつつ、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、中央教育審議会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問3 司法試験の受験資格は、あくまで法科大学院修了が原則であり、在学中受験資格は例外的な運用となるとの理解で良いか。

（議員は、日弁連が「在学中受験を例外的な位置づけとすること」を求めていていることと、在学中受験への対応を念頭に3プラス2を標準的な運用とするとの政府の答弁は、矛盾するとの認識。また、制度的に例外といながら運用で幅広く対象とするとすれば、本来の制度趣旨と乖離して利用者数が増大している予備試験と同様であり、問題であるとの認識。）

（答）

1. 今回の改正案においては、司法試験の受験資格については、あくまで現行の法科大学院修了資格を維持した上で、それに付け加える形で、法科大学院在学中の者であっても、所定の要件を満たした者について、受験を認めることとしております。

したがって、在学中受験資格は、法律上の位置付けは例外的なものとなっております。

2. また、今回の改正案は、法曹を志望する学生にとって、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が大きなニーズになっていることに対応し、

- ・3プラス2のルートを標準的な運用とするとともに、
- ・在学中受験資格を学生にとってのオプションとして追加し、希望する学生が、これを活用することを可能とすることとしております。

次頁あり

3. そのため、在学中受験資格については、運用として例外的にするということではなく、学生が、自らの判断に基づき活用するものであると認識しております。

(参考) 平成 31 年 4 月 26 日 (金) 衆・文部科学委員会議事録 (抜粋)

＜対・城井崇委員＞

○柴山大臣 まず、在学中受験を認めるということは、学生にとってのオプションをふやすということです。ですので、そのこと自体が、オプションをふやすということ自体が学生にとって不利益になるわけではない。ただ、今おっしゃったように、それがカリキュラムに影響するというのは、それは事実であります。だからこそ、そのカリキュラムにどういう影響を及ぼし、ではカリキュラムをどうしたらいいかということも含めて、我々は、例えば日弁連とか法科大学院の皆様に御意見をお伺いして御理解をいただき、今こういう形でお示しをしているとともに、今後、今おっしゃったことも含めて、きちんとしたプロセスでもう一度詰めさせていただきたいというように考えています。

＜対・吉川元委員＞

○吉川委員 大臣が先ほど御自分の言葉で答えられたんです。多分あれは、僕は見ていましたけれども、紙は読んでいませんでした。大臣の言葉として、学生にとってオプションがふえるという言い方をされたんです。

それはどういう意味なのか。それは、経済的、時間的に短縮できるからという意味で、学生にとって、こういう言い方はいいかどうかわかりませんけれども、お得になる、だからいいんだという意味で言ったんですか。

○柴山大臣 先ほど、今おっしゃるとおり、紙を見ずに私は自分の言葉で申し上げたんですけれども、今委員から改めて御質問をいただいた中で、私が申し上げたとおり、学生等にとって、要するに時間的、経済的負担の軽減に資する道を新たにつくるということで、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) ■■、(直通) ■■■■■、(携帯) ■■■■■

更問あり

更問1　日弁連が「在学中受験を例外的な位置づけとすること」を求めていることと、在学中受験への対応を念頭に3プラス2を標準的な運用とするとの政府の答弁は、矛盾するのではないか。

1. 日本弁護士連合会においては、昨年10月の理事会において、司法試験の在学中受験資格について、「司法試験法第4条第1項第1号（法科大学院の課程を修了した者）を原則とし、在学中受験を例外的な位置づけとすること」を求める方針が決定されたことは承知しております。
2. 他方で、3プラス2のルートを「標準的な運用として、在学中受験を含めて、その負担の軽減を図っていきたい」との答弁は、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が大きなニーズになっていることを踏まえ、
  - ・3プラス2のルートを標準的な運用とするとともに、
  - ・在学中受験資格を学生にとってのオプションとして追加し、希望する学生が、これを活用することを可能とするという趣旨です。

※ 過去の答弁において「標準的な運用」を目指すとしているのは「3プラス2」であり、「在学中受験」の「標準的な運用」を目指すとの答弁はない。
3. このことは、在学中受験資格の法律上の位置付けを原則とすることを求めるものではなく、また、学生に在学中受験を強制するものでもないため、日本弁護士連合会の要請とは矛盾しないと認識しています。

<対・畠野君枝委員>

○畠野委員 (略) 結局、文部科学省は、五年一貫教育の法曹コースを、法曹養成の中心的な流れにしようという考え方なんですか。

○柴山大臣 (略) では、そこが中心的な流れなのかという御指摘なんですけれども、今回の改正案においては、やはり、学部の早期卒業を前提とした 3 + 2 のルートを制度化することによって、学生の費用、そして時間の負担を軽減するコースをしっかりとつくるということが大きなニーズになっていることに対応するものでありますて、今後は、このルートを、中心的な流れかどうかはともかく、いわば標準的な運用として、在学中受験を含めて、その負担の軽減を図っていきたいというように考えております。

<対・村上史好委員>

○村上委員 (略) この法案の改正の目的がどのように達成をされていくのか、また法科大学院がどう変わっていくのか、そしてそれが司法改革にどのような影響を与えていくのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○柴山大臣 (略) これによって法科大学院教育の充実も図られますし、3 + 2 のプロセスが標準的に運用されることによって、在学中受験を行って、時間的、経済的負担も軽減をされ、そして合格に向けての予測可能性の高い法曹養成制度が実現するということになるかというように思います。

これらによって一人でも多くの有為な若者が司法制度を支える法曹を目指すということにつながっていけばというふうに思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) ■■、(直通) ■■■■■、(携帯) ■■■■■

更問あり

**更問2** 制度的に例外と言いながら運用で幅広く対象とするとすれば、本来の制度趣旨と乖離して利用者数が増大している予備試験と同様の問題を引き起こすことになるのではないか。

1. 平成27年6月の法曹養成制度推進会議決定では、予備試験について、

- ・「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものである」一方、
- ・受験者の半数近くを、本来的な受験者として想定されていなかった法科大学院生や大学生が占め、合格者の約8割を占めるまでに年々増加していること

について、「予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している」と指摘されています。

2. このように、予備試験について問題とされているのは、本来想定されていなかった者による活用が進んでいることによる「制度創設の趣旨とのかい離」であり、受験者数が増加していることではありません。

3. 司法試験の在学中受験資格の導入の趣旨は、法曹を志望する学生にとって、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が大きなニーズになっていることに対応し、学生のオプションを追加するものです。希望する学生が在学中受験資格を活用することは制度創設の趣旨に反するものではなく、御指摘は当たらないと認識しています。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問4 平成30年3月、専門職大学院の専任教員が学部教員と兼務することを認める制度改正が行われ、同月の中央教育審議会法科大学院等特別委員会の取りまとめでは、当該制度改正の活用が提言されている。本改正は、法学分野の教員の絶対数が不足しているという認識に基づくものか。

(答)

1. 平成30年3月の専門職大学院設置基準の改正では、法科大学院を含む専門職大学院の専任教員について、それまで認められていなかった学部や他の研究科の教員との兼務を一定の条件のもとで認めることとしました。

(参考1) 改正概要（平成30年4月1日より施行）

専門職大学院は、同一分野の博士前期課程・修士課程の1.5倍の専任教員を置くこととされているが、1.0倍の範囲内に限り、学部や博士前期課程・修士課程との兼務を認める（上乗せの0.5倍分は、引き続き兼務を認めない。）。

なお、博士前期課程・修士課程の教員は、従来より、教員全員が学部と兼務することが認められていた。

2. 専門職大学院については、高度専門職業人の養成に目的を特化した大学院としての教育の質を保証する観点から、教員組織について学部等からの独立性が求められ、専任教員が学部や他の研究科の教員を兼務することが認められていませんでした。

しかし、平成28年8月の中央教育審議会大学院部会のワーキンググループ取りまとめにおいて、こうした制約が、学部との連携や学際連携の妨げになっているなどの指摘がなされ、その後、中央教育審議会大学分科会等における議論を経て、改正に至ったところです。

次頁あり

3. このように、本改正は、法科大学院を含む専門職大学院について、学部との連携や学際連携の促進等による教育の充実を図るものであり、法学分野の教員不足を解消することが目的ではありません。

(参考2) 平成31年4月24日(水)衆・文部科学委員会議事録(抜粋)

○畠野委員 (略) そもそも法科大学院は、設立当初、学部教育とは独立した、法曹養成に特化した教育機関だとされていたはずですが、その理由は何ですか。

○伯井局長 司法制度改革審議会意見書では、法学部教育を法曹養成に資するよう抜本的に改善することは現実的妥当性に乏しいというふうにされまして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナルスクールである法科大学院の創設が提言されたところでございます。

その上で、法科大学院を含む専門職大学院全般について教育の質を保証する観点から、教育組織について、学部や他の研究科から一定の独立性が求められるということで、特に法科大学院については、入学者選抜の公平性、開放性、多様性の確保の観点から、学部から独立を意識してきたものというふうに認識しているものでございます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問5 未修者教育が成功していないことについて、原因の分析・検証が必要ではないか。（議員は、法曹コースでは少なくとも法科大学院の未修者1年次の学修内容を網羅することを求めているが、そもそも未修者1年次の教育自体について、成功していないことを分析・検証すべきとの認識。）

（答）

1. 未修者教育の対象には、法学部出身者含む様々な学部出身者、社会人経験者など多様な者が含まれており、入学時点における法学に関する学識や専門的知識に差があります。
2. こうした多様な学生に対しては、
  - ・各大学の未修者教育の成果を共通的に把握する仕組みがなかったこと
  - ・個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援が十分ではなかったこと、などが課題であったと認識しています。
3. こうした課題に対し、これまで中央教育審議会において検討を行い、各法科大学院が共通して客観的に進級判定をするための「共通到達度確認試験」の導入など未修者教育の改善充実に取り組んでまいりました。

4. 文部科学省としては、引き続き、中央教育審議会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

5. そもそも法曹コースは法学部内に設置されるものであり、法科大学院における未修者教育とは位置付けが異なるものと認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■■、（直通）■■■■■、（携帯）■■■■■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問6 平成30（2018）年3月13日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会の取りまとめでは、未修者コースについて、「コースの在り方や未修者に対する教育方法につき更に検討」「純粋未修者や社会人として十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めるに至らせる目指すべき」とされている。今回の法案は、未修者・社会人の入学者を多数とすることを可能とするものになっていると考えるか。

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要です。

現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくなく、今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。

（参考1）法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. 一方で、昨年3月に中央教育審議会法科大学院特別委員会において、未修者コースに入学する法学部出身者が約7割を占める状況であったことから、純粋未修者や社会人の未修者コース入学者が多数となることを目指すべきことを基本的方向性として取りまとめていただいています。

（参考2）未修者コース入学者に占める法学課程以外出身者の割合

H16	H17	H18	・・（略）・・	H29	H30	H31
49.1%	41.6%	36.7%	・・（略）・・	29.1%	27.3%	36.9%

次頁あり

3. こうした方向性を踏まえ、今回の法改正においては、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定しており、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進することを目指しております。

(参考) 考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skype による面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

4. また、法改正と併せた改革として、

- ①未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続や、
- ②各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する  
「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施  
といった取組を推進して、未修者や社会人教育の質の保証を進めてまいります。

5. 今後、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、未修者教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問7 実定法の研究者を志望する学生に対し、博士前期課程  
・修士課程ではなく法科大学院に進学することを求めてい  
る大学は、どの程度存在するのか。

（答）

現時点において、法学研究科の博士後期課程の学生募集要  
項において、法科大学院の修了又は修了見込みのみを求めて  
いる大学は、把握しておりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問8 法科大学院において、大学の自治が認められる意義について、大臣の認識如何。（議員は、大学の自治に関して、確認的な質問をすること。）

（答）

1. 大学が学術の中心として深く真理を探求することを本質とすることに鑑み、憲法の保証する学問の自由は、特に大学について保障されると解されております。このような学問の自由を保障するために、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行が「大学の自治」であると承知しています。

（参考1）日本国憲法

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

（参考2）教育基本法

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2. 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

2. この点は、専門職大学院である法科大学院であっても、変わらないものと認識しております。

(参考3) 平成14年11月6日 衆・法務委員会、文部科学委員会連合審査会

○牧野（聖）委員 幾つかほかの分野でもこれからを想定して時代の要求にこたえたい、こういうことですから、その気持ちはいいと私は思うんですよ。しかし、今度の専門職大学院には、法務大臣の関与と同時に、専門職大学院の枠組みに他省庁の大臣が関与することが将来的に想定されるという話になりますね。そうすると、日本の大学院制度のあり方が根本的に変わってくるということになるんですよ。そのことについては大臣はどういうふうにお考えですか。

○遠山国務大臣 専門職大学院一般としましては、これは私は、大学制度の中できっちり位置づけられて、大学における学問の自由なり大学人の発想をもとに進められていくべきものだと思います。

一方で、法科大学院につきましては、これは、すぐれた法曹を養成していくということで、三権分立の中の一権の非常に大事な分野に携わる方でございますので、法曹についての将来を考えておられる法務大臣としっかり連携をしながら、日本の国家の骨格の一つである法曹というものがしっかりしたものになるように連携協力をやっていくということでございます。

したがいまして、そのほかのことについて特に各省と何かというようなことはございませんで、私どもとしては、それは、それぞれの大学がそれぞれの目標それからカリキュラム等をみずから発想と力量においてつくっていただく、その大学のあり方の基本は変えないつもりでございます。

(参考4) 平成14年11月8日法務委員会

○山花委員 法科大学院というのは、これは大学院、高等教育ですから、恐らく憲法二十三条の保障があって、大学の自治、学問の自由が保障されてということになるんだと思います。…当然大学の自治なり何なりというのは保障されなければいけないと思いますが、一方で、ここは悩ましいところだと思うんですけども、そうやって教授の自由というものを保障してしまうと、教育内容で、果たしてこの二年なり三年という期間で本当に司法試験に合格できるようなことを教えられるのか、そういう担保があるのか、こういうことを非常に私は懸念しているんです…

○森山国務大臣 なかなか難しい御質問でございますが、現在御審議いただいております連携法におきましては、法曹養成の基本理念といたしまして、法科大学院の教育について、少人数による密度の高い授業によって、法曹に必要な学識、能力等を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、厳格な成績評価、修了認定を行うことなどを定めた上で、法科大学院を設置する大学においても、このような基本理念にのっとって法科大学院の教育の充実に努めるものとしております。

ですから、先ほどおっしゃいましたその学問の自由というのとちょっとまた種類の違う話でございますが、法科大学院というのは、今申し上げたような考え方あるいはそういう理念にのっとってつくられるものとなっておりまして、先ほどもお話が出ておりました第三者評価におきましても、このような基本理念を踏まえた評価基準に基づいて評価、適格認定を行うこととしているわけでございまして、法務大臣も、その適正さ確保のために文部科学大臣に意見を申し上げる機会を与えられているわけでございますし、これらを通じて、法科大学院における教育水準の維持向上が図られるものというふうに考えております。

以上に加えまして、法科大学院の教育については実務法曹が積極的にかかわるということになっておりまして、そのようなことによって、法科大学院における法曹養成のための教育の妥当性あるいは適正さというものが担保されるのではないかというふうに考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]  
[REDACTED] **更問あり**

更問1 法曹養成連携協定について、文部科学大臣の認定に係らせる理由は何か。学問の自由や大学の自治に抵触するのではないか。

1. 法曹養成連携協定の具体的な内容は、法学部と法科大学院との協議の上で定められるものですが、

①協定によって創設される連携法曹基礎課程（法曹コース）は、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育を支えるものであり、その修了生の多くが法科大学院に進学することが見込まれるなど、協定の内容は法曹養成に重要な影響を及ぼすこと

②多くの法曹志望を有する学生が、安心して、法曹コース・法科大学院を経て法曹を目指すことができる環境を整える、という政策目標を達成するためには、協定の内容が信頼できることを担保する必要があること

から、協定の内容が適当であることを文部科学大臣が認定し、制度の安定的かつ円滑な運用を確保することとしております。

2. 認定に当たっては、協定が、法曹コースと法科大学院との円滑な接続を図るものとなっているかを確認することとなります。が、国として特定の教育内容を強制するものではなく、学問の自由には抵触しないと考えております。

(参考) 認定に当たっては、法曹コースにおける教育課程も確認するが、あくまで、連携先の法科大学院における教育との円滑な接続のために問題はないか、という観点から確認するものであり、国が特定の教育内容を定めて、その内容を教授することを求めるものではない。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]  
更問あり

## 更問2 法科大学院の教育内容について詳細を法定することは、学問の自由に抵触するのではないか。

1. 連携法及びこれに基づく設置基準において教育内容に係る規定を設けること(注1)については、

①改正内容は、個々の科目について特定の事項の教育を強制するものではなく、あくまで、大まかな科目群ごとの必修単位数など、目的を達成するまでの最低限の内容を予定していること

②設置基準において教育内容を規定することについては、同様の事例として、専門職大学設置基準(注2)が存在すること

などから、学問の自由には抵触しないと認識しています。

2. また、法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しており、このような位置付けを踏まえても、法曹養成教育の水準の維持・向上の観点から、教育内容について一定の基準を規定することが必要であると考えています。

### (注1) 連携法・設置基準の規定

#### ○ 連携法第4条の規定内容

- ・法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力（司法試験で問われる学識等）
- ・弁論能力や実務の基礎的素養など将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識・能力・素養を規定。

#### ○ 専門職大学院設置基準（文部科学省令）で規定する予定の内容

- ・修了に必要な単位数を以下の科目群（現在は告示において規定）ごとに規定。

【法律基本科目】憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目

【法律実務基礎科目】法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目

【基礎法学・隣接科目】基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目

【展開・先端科目】先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの

(注2) 設置基準における教育内容に係る規定

○ 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定内容は以下のとおり。

（専門職大学の授業科目）

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（卒業の要件）

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 四 （略）

○ 他の事例として、平成3年の大綱化以前の大学設置基準の規定内容は以下のとおり。

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2・3 （略）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問9 連携法案第6条において、法曹コースの教育課程の編成、成績評価の基準、法科大学院の入学選抜の方法について、法律上の要件とした理由如何。

（議員は、認証評価などで現場を縛る中で、今回学部まで広げることは、大学の自治との関係が歪むのではないかとの問題意識。）

（答）

1. 今回の改正案では、連携法第6条第2項において、「法曹養成連携協定」の中で、

①連携法曹基礎課程（法曹コース）における教育課程の編成  
(第2号)

②法曹コースにおける成績評価の基準（第3号）

③法曹コースを修了して連携先の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法（第5号）

などについて定めるよう、規定しております。

2. このような規定を設けた理由ですが、法曹コースは、修了生の多くが法科大学院に進学することが見込まれるなど、法科大学院教育を支えるものとして、法曹養成プロセスにおいて重要な役割を担うものであることから、法曹コースにおける教育の質の担保や法曹コースから法科大学院への円滑な接続の確保に必要であるこれらの事項について、協定において定めることとしたところで

す。

3. また、法曹コースに進学する学生は、明確な法曹志望を有していることが想定されますが、法曹コースにおいて法科大学院としっかりと連携した教育を受けた上で、法科大学院に進学・修了し司法試験に合格できるようにすることは、そうした学生のニーズに応えるものであると考えております。

## (参考) 連携法改正案 (抄)

(法曹養成連携協定の締結等)

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定(以下「法曹養成連携協定」という。)を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

### 2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院(以下「連携法科大学院」という。)及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下この条において「連携法曹基礎課程」という。)
- 二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項
- 三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準
- 四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項
- 五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
- 六 法曹養成連携協定の有効期間
- 七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置
- 八 その他必要な事項

### 3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。
  - 二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
  - 三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。
  - 四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘 (内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

[REDACTED]  
更問あり

更問1 法曹コースの導入によって、法学部教育は法科大学院に従属するものとなるのか。

(答)

1. 法学部と法科大学院が連携するかどうかについては、両者が協議した上で決定することであり、法科大学院側の意向のみによって決まるものではありません。
2. また、法学部と法科大学院が連携することとなった場合、法曹コースにおいては、連携先の法科大学院における教育に円滑に接続できるような教育課程を編成する必要がありますが、自らの意思で法科大学院との連携関係を締結する以上、法科大学院における教育への接続を意識して教育課程を見直すことは、一定程度は必要不可欠であると考えております。
3. なお、法曹コースはあくまで法学部の一部であり、法曹コースの導入後においても、法学部における多様な学修は継続されるものと認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問2 法曹養成連携協定について、文部科学大臣の認定に係らせる理由は何か。学問の自由や大学の自治に抵触するのではないか。

(答)

1. 法曹養成連携協定の具体的な内容は、法学部と法科大学院との協議の上で定められるものですが、

①協定によって創設される連携法曹基礎課程（法曹コース）は、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育を支えるものであり、その修了生の多くが法科大学院に進学することが見込まれるなど、協定の内容は法曹養成に重要な影響を及ぼすこと

②多くの法曹志望を有する学生が、安心して、法曹コース・法科大学院を経て法曹を目指すことができる環境を整える、という政策目標を達成するためには、協定の内容が信頼できることを担保する必要があること

から、協定の内容が適当であることを文部科学大臣が認定し、制度の安定的かつ円滑な運用を確保することとしております。

2. 認定に当たっては、協定が、法曹コースと法科大学院との円滑な接続を図るものとなっているかどうかを確認することとなりますが、国として特定の教育内容を強制するものではなく、学問の自由や大学の自治には抵触しないと考えております。

(参考) 認定に当たっては、法曹コースにおける教育課程も確認するが、あくまで、連携先の法科大学院における教育との円滑な接続のために問題はないか、という観点から確認するものであり、国が特定の教育内容を定めて、その内容を教授することを求めるものではない。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

更問3 制度上は国として特定の教育内容を強制しないとしても、実態としては、法学部教育が法科大学院教育に引きずられて改変されることを促進するものであり、学問の自由や大学の自治を歪めるのではないか。

(答)

1. 今回の改正後においても、法科大学院と連携するかどうかを含めて、法学部教育の在り方について、当該法学部を設置する大学の自主的な判断によって決定されるべきことには変わりありません。
2. また、法曹コースを設置した場合であっても、法曹コースにおける教育内容は、法学部と法科大学院との間で協議を重ねた上で、最終的には法学部側の権限と責任によって決定するものであり、法科大学院側の一存で決まるものではなく、法曹コースの制度化は、学問の自由や大学の自治を歪めるものではないと認識しております。
3. なお、法曹を志望する学生の立場を考えれば、教育課程や入学者選抜の方法の点で、法曹コースと連携先の法科大学院との円滑な接続が担保されていることも重要であり、各法学部において、学生のニーズなどを踏まえ、法曹コースの導入を含む教育の在り方について検討いただきたいと思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問4 法科大学院の教育内容について詳細を法定することは、学問の自由や大学の自治に抵触するのではないか。

(答)

1. 連携法及びこれに基づく設置基準において教育内容に係る規定を設けること(注1)については、
  - ①改正内容は、個々の科目について特定の事項の教育を強制するものではなく、あくまで、大まかな科目群ごとの必修単位数など、目的を達成するまでの最低限の内容を予定していること
  - ②設置基準において教育内容を規定することについては、同様の事例として、専門職大学設置基準(注2)が存在することなどから、学問の自由や大学の自治には抵触しないと認識しています。
2. また、法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その課程の修了者等に司法試験の受験資格が与えられるという特別な役割を有しており、このような位置付けを踏まえても、法曹養成教育の水準の維持・向上の観点から、教育内容について一定の基準を規定することが必要であると考えています。

(注1) 連携法・設置基準の規定

- 連携法第4条の規定内容
  - ・法曹となろうとする者に必要とされる学識・能力（司法試験で問われる学識等）
  - ・弁論能力や実務の基礎的素養など将来の法曹としての実務を見据えて涵養すべき学識・能力・素養を規定。
- 専門職大学院設置基準（文部科学省令）で規定する予定の内容
  - ・修了に必要な単位数を以下の科目群（現在は告示において規定）ごとに規定。  
【法律基本科目】憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目  
【法律実務基礎科目】法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目  
【基礎法学・隣接科目】基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目  
【展開・先端科目】先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの

(注2) 設置基準における教育内容に係る規定

○ 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定内容は以下のとおり。

（専門職大学の授業科目）

第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（卒業の要件）

第二十九条 専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 専門職大学に四年以上在学すること。
- 二 百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。
- 三 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。
- 四 （略）

○ 他の事例として、平成3年の大綱化以前の大学設置基準の規定内容は以下のとおり。

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、百二十四単位を修得することとする。

- 一 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり三十六単位
- 二 外国語科目については、一の外国語科目八単位
- 三 保健体育科目については、講義及び実技四単位
- 四 専門教育科目については、七十六単位

2・3 （略）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山添 拓氏（共産）

問10 法科大学院は実定法の研究者養成の機能も担っていると認識しているが、法律学の研究者は後継者不足が指摘され、研究者を志望する学生に法科大学院への進学を課していることがその一因であるとの指摘もある。このような中、研究者を志望する学生が、法科大学院進学を見据えて法曹コースに進むことが必要となれば、ますます研究者養成が困難になるのではないか。

（議員は、特定の実定法の分野を究めたい研究者志望の学生に、幅広い法分野の履修が必要な法曹コース・法科大学院への進学を課すことは、研究者の進路を選択する妨げとなるとの認識。）

（答）

1. 平成13年の司法制度改革審議会意見書においては、これまでの大学における法学教育について、法律実務との乖離等を指摘され、「法科大学院の教員は、将来的に、少なくとも実定法科目の担当者については法曹資格を持つことが期待される」と提言されました。
2. しかしながら、各大学院においては、法科大学院進学者が減少してきた事情もあり、現時点では、（先程、政府参考人が答弁したとおり）法学研究科の博士課程への進学に当たって、法科大学院を経由している者に限定している大学は把握しておりません。

3. また、研究者を志望する学生は、希望する専門分野、自身の興味関心に応じて、法学部において、法曹コース以外も含めて適切なコースを選択することができることから、連携法曹基礎課程（法曹コース）の設置により、ますます研究者養成が困難になるという指摘は当たりません。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]